

山中地区土砂災害「防災マップ」

平成22年3月 宮津市

土砂災害防止法による 区域の指定(京都府)

土砂災害特別警戒区域 (レッド区域)

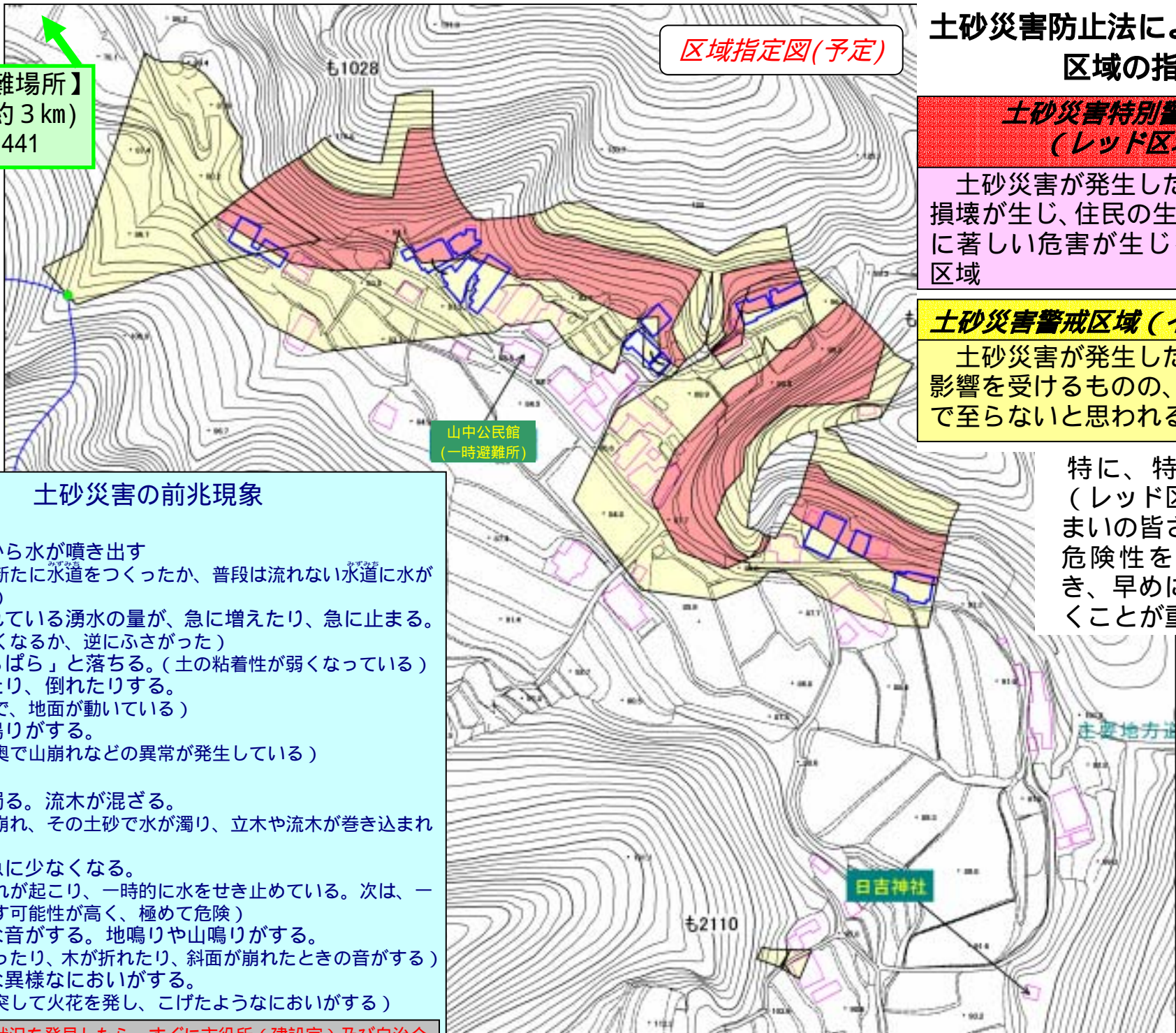
土砂災害が発生した場合、建物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じる恐れのある区域

土砂災害警戒区域(イエロー区域)

土砂災害が発生した場合、土砂の影響を受けるものの、建物の損壊まで至らないと思われる区域

特に、特別警戒区域(レッド区域)にお住まいの皆さんは、その危険性を自覚いただき、早めに避難いただくことが重要です。

区域指定図(予定)



【最寄の避難場所】
城東会館(約3km)
22-1441

山中公民館
(一時避難所)

日吉神社

土砂災害の前兆現象

- がけ崩れ**
斜面の途中から水が噴き出す
(地中の水が新たに水道をつくったか、普段は流れない水道に水が流れ始めた)
普段から流れている湧水の量が、急に増えたり、急に止まる。
(水道が大きくなるか、逆にふさがった)
小石が「ぱらぱら」と落ちる。(土の粘性が弱くなっている)
樹木が揺れたり、倒れたりする。
(がけの上部で、地面が動いている)
地鳴りや山鳴りがする。
(地中や山の奥で山崩れなどの異常が発生している)
- 土石流**
谷川の水が濁る。流木が混ざる。
(上流で山が崩れ、その土砂で水が濁り、立木や流木が巻き込まれている)
谷川の水が急に少なくなる。
(上流で山崩れが起こり、一時的に水をせき止めている。次は、一気に流れ出す可能性が高く、極めて危険)
遠雷のような音がする。地鳴りや山鳴りがする。
(岩がぶつかったり、木が折れたり、斜面が崩れたときの音がする)
こげたような異様なにおいがする。
(石と石が衝突して火花を飛ばし、こげたようなにおいがする)

異常、危険な状況を見つけたら、すぐに市役所(建設室)及び自治会長に連絡するとともに、「隣近所で声を掛け合って」避難してください。
こうしたときや市のパトロールで異常を見つけたとき、または災害が発生したときには、市が地域を特定して「避難指示」を発令します。

土砂災害危険に対する

避難の基準

		警戒区域 (イエロー区域)			特別警戒区域 (レッド区域)		
		自主	勧告	指示	自主	勧告	指示
気象 予報・警 報等	台風の接近など気象情報から総合的に判断し、必要と認めるとき 大雨洪水警報の発表 (ただし、24時間累積雨量が80ミリを超えたとき)						
府監視シ ステムの 判定	レベル1(2時間先に危険ラインを超える予測) レベル2(1時間先に危険ラインを超える予測) レベル3(実測で危険ラインを超えた)						
現地異常	特定現地での異常の覚知[住民覚知]						現地関係住民の自主避難(住民相互の連絡による) 発見者は、ただちに市役所(建設室)へ連絡
	特定現地での異常の覚知[状況調査による市の危険レベルとの判断] 人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき				関係住民に 避難勧告		レッド区域の場合 は 避難指示
	災害の前兆現象などの状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断したとき 土砂災害が発生したとき						関係住民に避難指示

自主避難・・・一定の状況を踏まえて、避難準備対応も含めて、早めの避難を呼び掛ける場合

避難勧告・・・危険が迫っているとして、強く避難を促す場合

避難指示・・・実際に災害が発生又は前兆があるなど、強制的に避難を指示する場合

ホームページに防災情報を掲載しています。

宮津市 <http://www.city.miyazu.kyoto.jp/>

京都府 <http://www.pref.kyoto.jp/104.html>

問
い
合
わ
せ

区域指定に関すること

- ・京都府土木建築部砂防室 ☎075-414-5318
- ・京都府丹後土木事務所 ☎22-7986

警戒避難体制に関すること

- ・宮津市総務室消防防災係 ☎22-2121(代)